

随意契約及び比較見積り省略理由書

工事名：一級河川 木津川 防潮堤設置工事(木津川水門上流右岸)

木津川水門は整備から 50 年以上経過し、構造物としての耐用年数が迫っていることから、令和 4 年 10 月に木津川新水門築造工事（以下、「本体工事」という。）に着手した。

本体工事実施にあたっては、先行して鋼矢板による仮設防潮堤や鋼管矢板による仮締切を構築し、確実に防潮ラインを確保する必要がある。着手後に現場を精査したところ、既設防潮堤と仮設防潮堤の接続部分において地中に旧防潮堤の一部と思われる構造物の存在が確認され、鋼矢板打設ができないことから、現場打ち擁壁タイプの仮設防潮堤を設置する必要が生じた。また、仮締切鋼管矢板打設位置にも地中障害物が存在していたことから、鋼管矢板打設に先立ち障害物を撤去する必要が生じた。いつ発生するか分からない地震津波への対策として重要な役割を果たす新水門完成を遅らせることはできないため、防潮ラインを速やかに確保し、遅滞なく水門工事を進めていかなければならない。

それが可能な者は、現場の作業体制を有効に利用しながら短時間で安全に施工できる本体工事の受注者以外にはいない。さらに、現に本体工事を実施している者が本工事を実施すれば工事経費の縮減効果も期待でき価格面からも極めて有利である。

以上により、大阪府財務規則の運用第 6 2 条関係第 2 項第 1 号に基づき比較見積書を徴取せず、本体工事受注者である大林・若築・寄神特定建設工事共同企業体より見積りを徴取することとし、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号により同共同企業体と随意契約を行うものである。